# 船橋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成２９年１２月７日制定
令和５年３月９日改正
令和７年３月１０日改正
船橋市農業委員会

## 第１　基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

船橋市の人口は 64 万人を超えて政令指定都市を除き全国で最大の都市となっており、都市近郊という立地条件を活かし、市内各地域で多様かつ独自性の高い農業経営が発展し、高品質な農産物を供給する、調和のとれた生産性の高い都市農業が営まれている。

一方で、住宅等の開発による営農環境の悪化といった都市近郊ならではの課題や、経済情勢の変化等による農業後継者の不足や担い手の高齢化、これに伴う遊休農地の増加といった問題が発生していることから、担い手への農地利用の集積・集約化及び担い手を確保するための新規参入の促進に係る取り組みを一層強化する等、農地等の利用の最適化を推進する必要があることから、必要に応じて「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）を作成し、農地中間管理事業を活用した利用調整等に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、船橋ならではの農業を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、船橋市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第５条第１項に規定する千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第６条第１項に規定する船橋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の目指す農地の状況等の目標を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第 2584 号農林水産省経営局長通

知、令和４年２月 25 日付け３経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|---|---|---|---|
| 現状（令和６年４月） | 1,200.6ha | 70.6ha | 5.9% |
| 目標（令和９年３月） | － | 57.4ha | 4.8% |
| ※5 年後の目標（令和 11 年３月） | － | 48.6ha | 4.0% |

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○　農業委員と推進委員が連携の上、農地利用状況調査及び利用意向調査を実施する。利用意向調査後は、農地の利用関係の調整のため、耕作再開、利用集積、所有者等への指導・説得等の方針を検討し、推進委員を中心として、戸別訪問等により農地の効率的利用に向けた働きかけを行う。

○　利用状況調査のほか、遊休農地及び遊休化の恐れがある農地等について、推進委員を中心として、地区ごとに現地調査を行い、地図を活用して把握する。

○　農業委員は、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。また、推進委員は、現地調査で違反転用農地及び違反転用の疑いがある農地を発見したときは、適宜、農業委員会に報告を行うものとする。

○　利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用の増進が図られるよう利用関係の調整を行う。

○　利用状況調査及び利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に記録し、農地法に基づく公表を行う。

②　農地中間管理機構との連携について

○　利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③　非農地判断について

○　利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現状に応じて「非農地判断」の実施を協議、検討し守るべき農地の明確化を図る。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|---|---|---|---|
| 現状<br>（令和６年４月） | 1,130.0ha | 378.9ha | 33.5% |
| 3年後の目標<br>（令和９年３月） | － | 478.5ha | 42.4% |
| 5年後の目標<br>（令和11年３月） | － | 544.9ha | 48.2% |

注１：管内の農地面積(A)は耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入。

注２：目標とする集積面積(B)及び集積率(B/A)は、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえ設定している。

【参考】担い手の育成・確保

| | 総農家数<br>（うち、主業農家数） | 担い手 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 認定農業者 | 認定新規就農者 | 基本構想水準到達者 | 特定農業団体その他の集落営農組織 |
| 現状<br>（令和６年４月） | 799戸<br>（ 266戸） | 146経営体 | 2経営体 | 106経営体 | 0団体 |

注：「総農家数（うち、主業農家数）」は2020年農林業センサスの数値を記入。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　地域の農地の利用状況及び担い手の意向の把握について

○　推進委員が中心となり、管内の地域の農地の利用状況や担い手の意向の把握に努める。また、遊休化の恐れや貸付希望のある農地については、重点的に働きかけを行うことで、担い手への集約化の推進を図る。

②　「地域計画」の作成・見直しについて

○　農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

③　農地中間管理機構等との連携について

○　農業委員会は、船橋市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

④　農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○　農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

| | 新規参入者数（個人）<br>（新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人）<br>（新規参入者取得面積） |
|---|---|---|
| 現状<br>（令和６年４月） | ２人、0.2ha | １経営体、0.3ha |
| ３年後の目標<br>（令和９年３月） | ６人、0.6ha | ３経営体、0.9ha |
| ５年後の目標<br>（令和 11 年３月） | 10 人、1.0ha | ５経営体、1.5ha |

注：現状は令和５年度実績

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携について

○　千葉県、一般社団法人千葉県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②　新規参入の促進について

○　新規参入に係る研修や説明会への参加等により情報収集を進めるとともに、参入希望者への支援等、新規就農の促進を図る。

○　担い手不足が懸念される地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用し

て企業の参入の推進を図る。

③　農業委員会のフォローアップ活動について

○　農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の相談に応じる等サポートを行う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

船橋市において「地域計画」が作成された場合、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、船橋市農業委員会は次の役割を担っていく。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しへの協力